本会が指定するＧＩ競走における特別出走奨励金交付基準

平成 30 年１月１日設定
令和元年６月１日改正
令和３年１月１日改正
2024 年１月１日改正
2025 年１月１日改正

（目的）

第１条　この基準は、本会が指定するＧＩ競走における、安定的な出走頭数の確保および競走内容の充実を図るため、同競走に出走した馬の馬主（共有馬にあっては共有代表馬主。以下同じ。）に対して、特別出走奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この基準における特別出走奨励金とは、次条で定める交付対象競走を競馬番組一般事項Ⅷの６の(4)の競走と指定し、同Ⅷの６の(1)と別に交付する出走奨励金をいう。

（交付対象競走）

第３条　特別出走奨励金の交付対象となる競走は、別表左欄に定める競走とする。

（交付対象者）

第４条　次に掲げる要件の全てに該当した馬が交付対象競走に出走し第 10 着以内の着順を得なかったとき、当該馬の馬主に対し、次条で定める特別出走奨励金を交付する。

(1)　交付対象競走に出走したときに、本会の競走馬登録（日本中央競馬会競馬施行規程（平成 19 年日本中央競馬会理事長達第 28 号）第 28 条および第 29 条によるものを除く。）を受けている馬

(2)　該当する競走条件がオープンの馬

（特別出走奨励金の額）

第５条　特別出走奨励金の額は、別表右欄に定める額とする。

（不交付要件）

第６条　第 4 条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には交付しない。

(1)　失格したときまたは裁決委員が不適当と認めたとき。

(2)　装着時のでき上り厚さ 10 ミリ以下、最大部分の幅 25 ミリ以下、重さ 150 グラム以下の蹄鉄を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(3)　馬主が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたとき。

別表

交付対象競走	特別出走奨励金の額
大阪杯、天皇賞（春）、宝塚記念、天皇賞（秋）、ジャパンカップ、有馬記念	200 万円
フェブラリーステークス、高松宮記念、ヴィクトリアマイル、農林水産省賞典安田記念、スプリンターズステークス、エリザベス女王杯、マイルチャンピオンシップ、チャンピオンズカップ	150 万円

附　則

この基準は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、2024 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、2025 年 1 月 1 日から施行する。